

委員 長 報 告 書

さる 9 月 13 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 10 号 橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例につ
いて

を審査するため、9 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 10 号は、市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動である
市民活動を支援するため、平成 25 年 1 月 4 日開設予定の橋本市保健福祉セ
ンター内に市民活動サポートセンターを設置するにあたり、設置及び管理
条例を制定するものである。

委員から、日曜日を休館日としているが、市民活動の拠点としてより利
用いただけるよう開館する必要はないか とのただしがあり、平成 22 年 3
月に市内のボランティアサークル、社会教育関係団体、NPO 法人等、約
80 団体を対象にアンケートを実施し 57 団体から回答を得た結果、主となる
活動曜日では日曜日が活動実績の一番少ない曜日であった。このような状
況に加え、施設の管理上、本体である保健福祉センターの開館日と整合を
図る必要があることから開設当初は日曜日を休館日とした。開設後の利用
状況等を考慮し、開館が必要となった場合は改めて検討したい との答弁
がありました。

本センターの運営方法及び要員について ただしがあり、今年度は、臨
時・パート職員の雇用や所管課職員による対応など市直営で計画しており、
通常 1 名が常駐する予定である。平成 25 年 4 月からはボランティアセンタ
ー事業等の実績、市民活動に係る人材育成のノウハウがある橋本市社会福
祉協議会への業務委託に向け調整中であり、将来的には指定管理者制度の
導入も検討したい との答弁がありました。

本センターに設置する各種機器の使用料金について ただしがあり、本センターを利用するには利用登録を行っていただく必要がある。市民活動を支援できるよう、施設内の各種機器の使用料金は実費負担の考え方で設定しているため、他民間事業所に比べ安価な設定となっている との答弁がありました。